

番号	所管府省庁	措置の具体的内容	措置の根拠	措置等の日付	文書名等	PDFファイル 所在No.	
追加-1	財務省	東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の特例措置	1. 金融機関（銀行、信用金庫、信用組合等）、2. 証券会社、3. 生命保険会社、損害保険会社及び少額短期保険業者、4. 火災共済協同組合に対し、証書・通帳・印鑑など規定された本人確認のための物を紛失していても本人確認の他の手段があれば、払い戻し、貸付、証書等の再発行、保険金の支払い、各種期間の猶予・延長、など適宜可能な限りの便宜措置を講ずることを要請した。	要請	平成23年3月11日	東北財務局福島財務事務所長 中野伸二、日本銀行福島支店長 豊田猛夫 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対する金融上の措置について	追加01
追加-2	公正取引委員会	被災地への救援物資配送に関する業界での調整が、独占禁止法上問題となるものではない、旨の解釈結果を確認し公表したもの。	今回の地震のような緊急の状況に対処し、被災地に円滑に物資を供給するため、関係事業者が共同して、又は関係団体において、配送ルートや配送を担当する事業者について調整することは、①被災地に救援物資を円滑に輸送するという社会公共的な目的に基づくものであり、②物資の不足が深刻な期間において実施されるものであって、かつ、③特定の事業者に対して差別的に行われるようなおそれはないと考えられることから、独占禁止法上問題となるものではない、旨の解釈結果を公表したもの。	連絡	平成23年3月18日	平成23年3月18日 公正取引委員会事務総局 被災地への救援物資配送に関する業界での調整について	追加02
追加-3	農林水産省		「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律」（平成23年法律第119号）及び「地方税法の一部を改正する法律」（平成23年法律第120号）が施行され、農用地の代替地の取得等を行う場合の登録免許税、印紙税及び不動産取得税について特例措置が講じられたことに伴い、必要となる登記申請書、不動産の譲渡に関する契約書等又は都道府県知事に提出する書類に添付する書類の内容及び留意すべき事項について周知を求めたもの。	通知	平成23年12月14日	平成23年12月14日付け23経営第2548号 農林水産省経営局長通知（最終改正：平成24年4月16日付け24経営第81号） 東日本大震災による被災農用地等の代替農用地の取得等に係る税制上の特例措置の適用に関する証明事務の取扱いについて	追加03